

うるおいある豊かな環境にまつまれるまち まつさか

第二次松阪市 環境基本計画

2018-2027

【概要版】

2018 年 2 月
松 阪 市



計画のめざすもの

めざすべき環境像

うるおいある 豊かな環境につつまれるまち まつさか

- 「うるおいある豊かな環境」とは、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境からうける恵み豊かな環境であり、それに加え、独自の個性ある文化を尊重し、松阪市の独自性を感じることができ、市民が安全で快適に暮らすことができる環境をイメージするものです。

分野別ビジョンと基本方針

- 「うるおいある豊かな環境」をめざすにあたり、具体的な6つのまちの姿（＝分野別ビジョン）を示します。そして、この分野別ビジョンごとに基本方針を設定し、施策を展開していきます。

分野別ビジョン 1

人も生き物も
おいしく感じる水を
守っていくまち

【健全な水循環の確保】

分野別ビジョン 2

多様な生き物が
暮らすことのできる
自然を守り育てるまち

【生物多様性と自然環境の保全】

分野別ビジョン 3

安全で快適かつ、
暮らしの中で松阪らしさ
が感じられるまち

【安全安心、快適な生活環境の創造】

分野別ビジョン 4

ムダなく資源が循環し、
モノを大切にする心を
育むまち

【循環型地域社会の構築】

分野別ビジョン 5

低炭素社会の実現に
向けて環境にやさしい
生活ができるまち

【地球温暖化対策の推進】

分野別ビジョン 6

20年・30年先の松阪の
環境を考え、みんなで
協力して行動できるまち

【環境教育・環境学習の充実】

第二次松阪市環境基本計画で大切にしたい視点「自分のこと化」



自分のこと化

一人ひとりが環境問題を『自分のこと』として捉え、「うるおいある豊かな環境」の保全と創造に向けて意識を高め、行動を実践していく必要があります。そして、それが家族に、地域に、まち全体に波及し、こうして生まれるムーブメントが分野別ビジョンおよびめざすべき環境像の実現につながっていきます。

分野別 ビジョン 1

人も生き物もおいしく感じる 水を守っていくまち

人も生き物もおいしく感じる水を守っていくためには、健全な水循環の維持に努める必要があります。水が循環する「山」「川」「海」を一体的に考え、水循環に配慮したまちをめざします。

【施策テーマ】	【施策】	【事業】
豊かな森林環境の 保全	①林業基盤の整備と担い手の育成	●林道・作業路など林業基盤の整備 ●林業後継者など担い手の育成
	②森林保全に向けた取組の推進	●環境林の間伐などの実施
	③地域産材の使用促進	●地域産材の使用促進に向けた関係者の連携 ●園舎・校舎の新築・改築時における地域産材の積極使用
良好な 河川・海域環境の 保全と創造	①環境に配慮した河川などの整備	●周辺環境に調和した河川の護岸整備
	②海岸環境の充実	●自然環境や生態系に配慮した維持管理
	③市民参加による河川・海岸などの 清掃活動の促進	●市民参加による清掃活動の促進

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 地域産材を使用した木造住宅の建築など、地域産材を積極的に使用します。
- 森林の再生・保全に対する情報を収集します。
- 森林づくりボランティアに参加します。
- 河川や海などの自然環境を大切にします。
- きれいな川と海を守るため、清掃活動に参加します。
- 川や海でのごみは持ち帰ります。



■奥香肌峡



■間伐された森林

分野別 ビジョン 2

多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち

山から海にいたる豊かな自然と、そこに息づく多様な生態系を保全していくとともに、自然とのふれあいを深め、身近な自然と生き物を大切にする、人と自然が共生するまちをめざします。

【施策テーマ】	【施策】	【事業】
生物多様性の 保全	①貴重な動植物の生息・生育環境の保護と情報提供	●希少な天然記念物の保護 ●「松阪ネイチャーマップ」の環境学習への活用
	②里地・里山などの保全	●公益的機能の発揮に向けた森林整備
	③有害鳥獣対策の推進	●特定の有害鳥獣の捕獲による農作物の被害軽減
自然環境に配慮した 農業・漁業の促進	①環境と調和のとれた農業の促進	●環境保全型農業の促進 ●耕作放棄地の発生防止と利活用に向けた支援 ●農地集団化の促進
	②環境に配慮した漁業の促進	●海底耕うんなどによる海底の生き物の生育環境の回復 ●「つくり育てる漁業」の支援

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 貴重な動植物の生息・生育環境の保護のための情報について積極的に収集します。
- 松阪ネイチャーマップを活用し、貴重な動植物に関心を持ちます。
- 野生動物へ餌を与えません。また、ごみを荒らされないようにします。
- 鳥獣による農作物への被害があれば通報します。
- 外来種の動植物を適正に管理し、放棄しません。
- 低農薬農産物・地元農産物や海産物を積極的に購入します。
- 農業・漁業関係イベントなどに参加します。
- 環境に配慮した低農薬、減農薬農業に取り組みます。



■松阪茶の茶畑



■中村川のネコギギ



■蓮のムシトリスミレ群落



■ヤマユリ（波瀬ユリ）

分野別 ビジョン3

安全で快適かつ、暮らしの中で 松阪らしさが感じられるまち

清浄な水や空気、静けさに包まれながら、身近に憩い、安らげる快適な環境が整っていると
もに、豊かな自然環境と暮らしが調和した特色ある景観や歴史・文化によって松阪らしさが感じ
られるまちをめざします。

【施策テーマ】	【施 策】	【事 業】
暮らしを守る 公害対策の推進	①事業所などからの公害対策	●三重県と連携した大気汚染や水質汚濁の防止 ●公害防止協定の締結による公害の防止
	②環境にやさしい自動車利用	●コミュニティバスの路線新設・運行改善 ●環境にやさしいエコドライブの啓発
	③生活排水に関する啓発と処理施設の整備	●長期的な整備計画に基づく公共下水道の整備 ●生活排水による汚濁負荷低減に向けた啓発
景観の保全と 文化財の 保護・活用	①歴史的な景観の保全	●景観重点地区の歴史的まちなみ景観の保全
	②文化財の保護・活用	●指定文化財の適切な保存・保護と活用
	③景観の保全	●美しい景観づくりへの意識向上 ●屋外広告物の設置・管理における規制・誘導
快適な生活環境 の創造	①公園・緑地の整備と緑化意識の啓発	●公園・緑地の整備 ●市民の緑化に対する意識啓発
	②バリアフリーの推進	●公共事業におけるバリアフリー化を考慮した整備の推進 ●バリアフリー化の点検・調査や意見交換
	③動物の適正な飼養の促進	●関係機関と連携した適正な飼養の啓発 ●飼い猫などの去勢・避妊手術費の一部補助

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 日常生活で発生する騒音や振動、所有地の草木を適正に管理し、近隣の人に迷惑をかけないようにします。
- 野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。
- 自動車を運転する時は環境にやさしいエコドライブを実践します。
- パーク・アンド・ライドなど、多様な公共交通を自発的に上手く使うよう努めます。
- 公共下水道が整備されたら、下水道につながます。
- 浄化槽を適正に管理します。
- 洗剤を適量で使用する、食べ残しを排水溝に流さないなど、排水による環境負荷の低減に努めます。
- 貴重な文化財を大切にします。
- 歴史的なまちなみなどの景観を守ります。
- 公園をきれいに利用します。
- 緑を大切にします。
- 道路の破損や危険箇所を見つけたら、いち早く通報します。
- 動物の適正飼養と犬の登録、狂犬病予防注射の接種をします。

分野別 ビジョン 4

ムダなく資源が循環し、 モノを大切にする心を育むまち

暮らしの中から生まれるごみを資源として有効にムダなく活用することにより、循環型地域社会の実現に向けて、モノを大切にする心を育むまちをめざします。

【施策テーマ】	【施策】	【事業】
ごみの減量化と 再使用・再資源化 の促進	①3R の促進	●ごみの減量と分別意識の高揚 ●食品ロス・食品廃棄物の排出抑制 ●再使用の促進に向けた啓発
	②市民・事業者のごみ減量・再資源化の取組の支援	●生ごみ堆肥化事業や補助制度の充実
ごみの適正処理の 推進	①ごみ処理施設の適正な維持管理の推進	●施設の適正な運転・維持管理の徹底 ●次期最終処分場の整備について検討
	②ごみの収集業務の円滑化	●収集作業の効率化に向けた地域・事業者との連携
	③不法投棄の防止	●不法投棄防止パトロールの強化・啓発 ●周辺自治体等と連携した広域的な啓発や対策の実施

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

【Reduce : リデュース（発生抑制）】

- ☐ ごみの分別排出を徹底します。
- ☐ 生ごみの水切りをするなど、ごみの減量化に努めます。
- ☐ 生ごみ堆肥化容器など購入補助制度を活用し、生ごみの堆肥化に取り組みます。
- ☐ 食材を使い切る工夫をする、外食時には食べきれる量の料理を注文するなど、食品ロスの削減に取り組みます。
- ☐ 松阪市 3R サポーターに登録し、地域のリーダーとしてごみの減量化に対する啓発活動を行います。
- ☐ 事業所の事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画書を作成し、計画を実行します。

【Reuse : リユース（再使用）】

- ☐ 使い捨て品の使用はできるだけ避けて、再使用できる製品を使うようにします。
- ☐ 積極的にリユース容器を使用し、定められた場所に返却します。
- ☐ 再使用、再生利用しやすい商品の開発・販売に努めます。

【Recycle : リサイクル（再生利用）】

- ☐ 市が行っている補助金交付事業や店頭回収などを有効活用し、資源物をできる限りリサイクルできるようにします。

【その他】

- ☐ 市のルールに沿ったごみの分別排出を徹底します。
- ☐ 地域の清掃活動に参加します。
- ☐ ごみのポイ捨てをしません。

この他の役割・
行動は計画書を
CHECK !

分野別 ビジョン 5

低炭素社会の実現に向けて 環境にやさしい生活ができるまち

環境に配慮したライフスタイルの実践や地域の特性を活かした自然エネルギーの利用など、低炭素社会の実現に向けてみんなで環境にやさしい生活ができるまちをめざします。

【施策テーマ】	【施 策】	【事 業】
環境に配慮した ライフスタイルの 実践	①家庭・事業所の省エネルギーの 取組の促進	●環境に配慮した生活様式の普及 ●環境にやさしい具体的な行動の事例紹介
	②率先した省エネルギーの取組の 推進	●省エネルギー型の公共施設（庁舎）の整備推進 ●公用車への積極的な低公害車の導入
多様な手法による 地球温暖化対策の 推進	①地域と調和した新エネルギーの 普及・啓発	●木質バイオマスの利用促進 ●新エネルギーの利活用に向けた普及・啓発
	②率先した二酸化炭素の排出削減に 向けた取組の推進	●率先したエコオフィスの実践と情報提供 ●地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定検討
	③自治体新電力事業を活用した低炭 素社会の実現	●新電力事業の実施による公共施設における二酸化 炭素排出量の抑制

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 家庭・事業所の節電・節水に努めます。
- 電化製品を購入する際には、節電型・節水型製品を選ぶように努めます。
- 冷蔵庫はつめすぎないようにします。
- エアコンは2週間に1度フィルターの掃除をします。
- 緑のカーテン、すだれやよしずを利用します。
- 不要な照明は消します。
- 積極的に新エネルギーを使用します。
- 生活の中での二酸化炭素の排出削減に努めます。
- 家庭や事業所で省エネルギーの取組を継続します。



■緑のカーテンコンテスト



■クールチョイス

分野別 ビジョン 6

20年・30年先の松阪の環境を考え、 みんなで協力して行動できるまち

環境教育・環境学習を充実し、多様な主体が協働して実践できる環境保全活動を活性化することで、すべての人が自ら進んで環境づくりに取り組むまちをめざします。

【施策テーマ】	【施策】	【事業】
環境教育・環境 学習の推進	①ESD（持続可能な開発のための教育） の視点を踏まえた環境教育・環境学 習の充実	●各学校の環境教育・環境学習の充実 ●自然にふれあうことのできる体験学習の充実など 環境学習の場の提供
	②三重県環境学習情報センターなど との連携	●三重県環境学習情報センターなどと連携した情報提供
環境保全活動の 活性化	①松阪市環境パートナーシップ会議 などの協働体制の推進	●環境にやさしい行動の普及 ●地域の環境教育・環境学習のリーダー育成
	②人材の育成および環境情報の提供	●環境への意識を高める研修の実施 ●環境にやさしい行動につながる情報提供 ●多様な情報伝達手段の積極的な活用

自分のこと化 市民・市民団体・事業者の役割・行動

- 環境教育・環境学習に積極的に取り組みます。
- 環境に関する情報を収集し、理解を深めます。
- 環境に関する各種行事に参加します。
- 松阪市環境パートナーシップ会議へ参加、あるいは主催するイベントなどに参加します。
- 松阪市3Rサポーターに登録し、理解を深めるよう努めます。



■まつさか環境フェア



■緑のカーテン育て方講座

第二次松阪市環境基本計画の基本的事項

計画策定の背景と目的

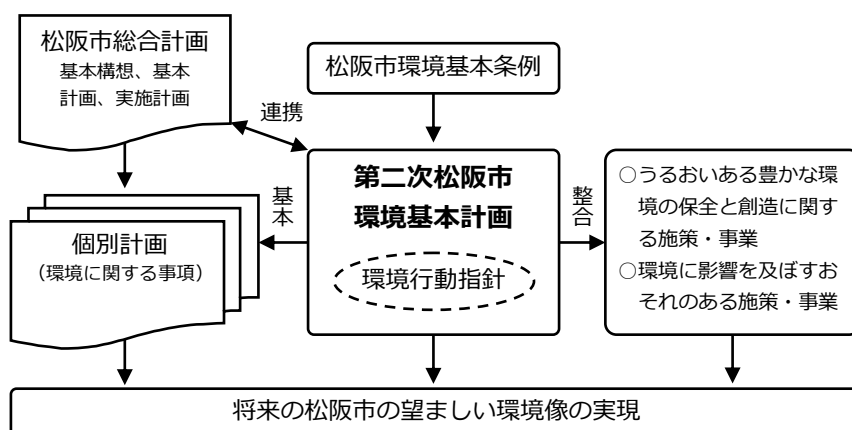
- 松阪市では、旧松阪市において 2004（H16）年 8 月に「松阪市環境基本条例」（以下、「条例」という。）を制定し、2005（H17）年 1 月の合併に伴い、各市町の環境条例の趣旨を踏まえ、一部修正を加えて新松阪市の条例として制定しました。
- この条例に基づき、2007（H19）年 3 月に「松阪市環境基本計画」を策定し、2012（H24）年 3 月には環境や社会情勢の変化を踏まえて中間見直しを行い、市民・市民団体・事業者や各主体との連携・協働により、環境像「うるおいある豊かな環境につまれるまち まつさか」の実現に取り組んできました。
- こうした中、国や県では環境に関するさまざまな計画が策定されており、2017（H29）年度には国の「第五次環境基本計画」の取りまとめも行われています。松阪市では、「松阪市環境基本計画」の計画期間が 2017（H29）年度で終了することを受け、国内外の環境や社会情勢の変化などを踏まえ、新たに「第二次松阪市環境基本計画」を策定することとします。

松阪市環境基本条例の基本方針

- (1) 健全な水循環の回復及び維持
- (2) 多様な生態系並びに自然環境の保全及び回復と動植物の保護
- (3) 都市生活型公害及び産業公害の防止及び予防
- (4) 快適環境の創造
- (5) 循環型地域社会の構築
- (6) 地球環境の保全
- (7) 環境教育及び環境学習の充実

計画の位置づけ

- 第二次松阪市環境基本計画は、条例に基づき、まちづくりの基本となる「松阪市総合計画」の基本構想に即して定めるものです。
- 市のうるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業を定める個別計画との整合を図ります。



計画の期間

- 2018（H30）年度から 2027（H39）年度まで

計画の対象地域

- 松阪市全域
- 広域的な取組を必要とする施策については、国、三重県およびほかの地方公共団体などと連携して取り組みます。

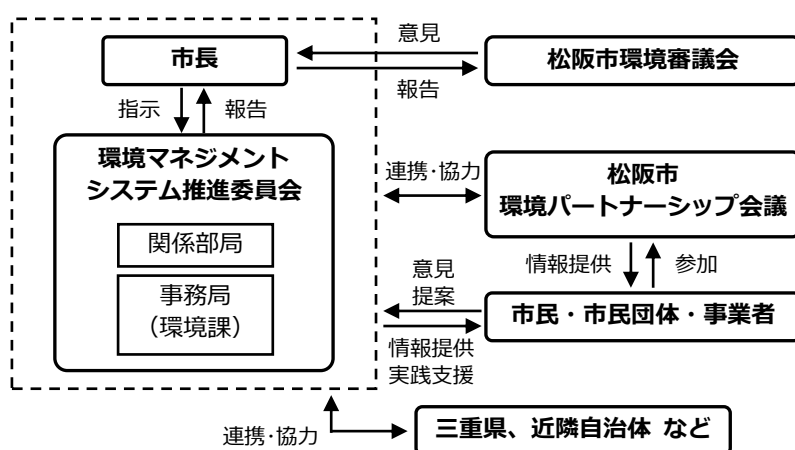
対象とする環境の範囲

環境の範囲	環境の主な要素
自然共生	水循環（森林・川・海）、多様な動植物
安全安心・快適	典型 7 公害、都市生活型公害、歴史文化遺産、景観、公園・緑地、バリアフリー
資源循環	ごみ、3R
低炭素	省エネルギー、新エネルギー、地球温暖化
地域・人づくり	環境教育・環境学習、協働の仕組

計画の推進と進行管理

計画の推進体制と進行管理

- 「松阪市環境審議会」や市民・市民団体・事業者などの各主体が協働して環境にやさしい活動を実践することを目的とする「松阪市環境パートナーシップ会議」と連携し、市民・市民団体・事業者の行動を促し、各主体との協働により事業を進めます。
- 第二次松阪市環境基本計画の進行管理にあたっては、環境マネジメントシステム「Matsusaka-EMS」を活用し、施策および事業の進捗状況や環境目標の達成状況を定期的に点検・評価します。



環境目標

- めざすべき環境像および分野別ビジョンの実現に向けた取組の展開により、まちの環境の変化やそれにつながる市民の意識や行動の変化を環境目標として設定します。

目 標	現 状 値 (2016 年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
森林や河川・海など豊かな自然を守っていく取組の満足度	2.98 (2017 年度)	3.13	3.28
地域材「松阪の木」を使用した住宅支援金交付件数	30 棟	25 棟/年 (累計 125 棟)	25 棟/年 (累計 250 棟)
地域の特性をいかした農林水産業の取組の満足度	2.95 (2017 年度)	3.10	3.25
気軽に利用できる憩いの場としての公園や緑地の整備の満足度	3.00 (2017 年度)	3.15	3.30
生活排水処理施設の普及率	86.2%	91.7%	95.6% (2025 年度)
ごみを減らしたり、ごみを再利用する取組の満足度	3.20 (2017 年度)	3.36	3.52
1 人 1 日当たりごみ排出量（集団回収を除く）	896g/人・日	861g/人・日	822g/人・日 (2026 年度)
1 人 1 日当たりエネルギー消費量（電気）	7.25kWh/人・日	現状から 増やさない	現状から 増やさない
低炭素建築物新築等および長期優良住宅建築等計画認定数	164 件	170 件 (累計 850 件)	170 件 (累計 1,700 件)
三重県環境学習情報センターを活用した環境学習の園児・児童・生徒数	1,001 人	1,000 人 (累計 5,000 人)	1,000 人 (累計 10,000 人)
各公民館での環境関連講座の受講者数	103 人	150 人 (累計 750 人)	150 人 (累計 1,500 人)

環境にやさしい行動指針

環境にやさしい行動指針

- 環境行動指針は、めざすべき環境像『うるおいある豊かな環境につつまれたまち まつさか』の実現に向け、市民・市民団体・事業者・市の各主体別に配慮すべき行動の方針を示しています。

市民団体等の行動
指針は計画書を
CHECK！

市民の行動指針

市民団体の行動指針

事業者の行動指針

市の行動指針

1. めざすべき環境像および分野別ビジョンを共有し、市民団体・事業者・行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 人も生き物もおいしく感じる水を守っていくために、豊かな森林や水辺環境の保全に協力し、水循環の維持に努めます。
3. 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てていくために、生き物とのつながりに対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にします。
4. みんなが安全で快適に暮らすため、公害対策や快適な生活環境づくりに努めます。また、将来にわたって松阪らしさが感じられるよう、豊かな景観や文化財を大切にします。
5. ムダなく資源が循環する循環型地域社会の構築に向けて、3Rの推進やごみの適正な排出に心がけるなど、モノを大切にする心を育みます。
6. 低炭素社会の実現に向けて、環境にやさしいライフスタイルの実践と定着、地域資源を活用した新エネルギーの創出と活用によって、地球温暖化対策を進めます。
7. 20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動していくために、環境に関する理解を深め、子どもたちにバトンタッチできるように努めます。
8. 上記に示す行動指針のほか、環境問題を自分のこととして捉え、第二次松阪市環境基本計画で示す「自分のこと化」の実践に努めます。

※第二次松阪市環境基本計画は松阪市ホームページからご覧いただけます。

「松阪市ホームページ > くらし・手続き > 環境 > 政策 >
条例・計画 > 松阪市環境基本計画」
(右記 QR コードからもご覧いただけます。)



第二次松阪市環境基本計画

発行年月／2018（平成 30）年 2 月

発 行／三重県松阪市

編 集／松阪市環境生活部環境課

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

TEL 0598-53-4425 FAX 0598-26-4322

